

災害時における福祉支援に関する協定 締 結 式 次 第

日時 令和2年3月18日

11時45分から12時まで

場所 県庁3階秘書課プレゼンテーションルーム

1 出席者紹介

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長

三重県老人福祉施設協会会長

三重県社会福祉法人経営者協議会副会長

三重県身体障害者福祉施設協議会副会長

三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会会長

三重県知的障害者福祉協会会長

三重県老人保健施設協会副会長

三重県児童養護施設協会会長

三重県母子生活支援施設協議会副会長

三重県救護施設協議会会長

三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長

三重県保育協議会会長

一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会代表理事

三重県デイサービスセンター協議会会長

三重県社会就労センター協議会会長

一般社団法人三重県社会福祉士会会長

三重県精神保健福祉士協会会長

一般社団法人三重県介護福祉士会会長

一般社団法人三重県理学療法士会会長

一般社団法人三重県介護支援専門員協会代表理事

NPO法人三重県相談支援専門員協会副理事長

三重県知事

井村	まさかつ
近藤	たつひこ
高山	そうしん
奥村	たかし
伊藤	けんじょう
近藤	ただひこ
松本	たかふみ
中井	けんじ
加藤	てつや
中村	あつのり
鈴木	ひろこ
藤谷	としふみ
三吉	ゆみこ
杉本	いくお
倉田	ゆたか
伊藤	みのる
下方	ひろあき
大田	きょうこ
南出	みつあき
奥田	たかとし
田中	ひろゆき
鈴木	えいけい
	正勝
	辰比古
	宗親
	隆司
	顕誠
	忠彦
	隆史
	健治
	哲也
	厚徳
	廣子
	俊文
	由美子
	郁夫
	裕
	稔
	宏明
	京子
	光章
	隆利
	宏幸
	英敬

2 協定の概要説明

3 挨拶

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長
三重県老人福祉施設協会会長
三重県知事

いむら	まさかつ
井村	正勝
こんどう	たつひこ
近藤	辰比古
すずき	えいけい
鈴木	英敬

4 協定締結

5 写真撮影

閉式

三重県災害福祉支援ネットワークに関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号、以下「ガイドライン」という。）に基づき、三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害（以下「県内災害」という。）が発生した場合、又は三重県外で災害救助法が適用される程度の災害（以下「県外災害」という。）が発生した場合を想定し、三重県（以下「甲」という。）、三重県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び関係福祉団体（以下「丙」という。）が連携して、高齢者や障がい者、子どもなどの災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）に対する必要な支援体制を確保すること及び災害福祉支援活動を行うことを目的とする。

（ネットワーク本部の設置と組織体制）

第2条 県内災害が発生した場合、甲は乙と協議し、ガイドラインに基づき、災害支援の拠点となる三重県災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を設置する。

2 ネットワーク本部は、甲、乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等で構成する。

3 ネットワーク本部は、甲の職員による本部長1名及び乙の職員による副本部長1名のほか、別に定める組織・人員により構成する。

（構成員の招集）

第3条 ネットワーク本部設置後、甲は、直ちに乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等の派遣を要請し、乙及び丙は、やむを得ない事情がある場合を除き、協力するものとする。

（ネットワーク本部の活動）

第4条 ネットワーク本部の活動内容は、次のとおりとし、同時に別に定める調整本部が設置された場合は、連携して活動する。

- (1) 被害状況の把握及び三重県災害派遣福祉チーム（以下「三重県DWA T」という。）の派遣ニーズの収集
- (2) 三重県DWA Tの派遣調整
- (3) 国及び他都道府県関係団体へのDWA T等の応援要請・受入調整
- (4) その他避難所等に必要な支援及び調整

（ネットワーク事務局の設置と活動）

第5条 第1条の目的を達成するために、ネットワーク本部が設置されていない平常時において、ガイドラインに基づき、乙に乙の職員で構成する三重県災害福祉支援ネットワーク事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）を設置する。

ネットワーク事務局は、甲及び丙と協力して第2項及び第3項の活動を行う。

2 県外災害が発生し、三重県DWA Tの派遣を甲と乙との協議により決定したとき、ネットワーク事務局は三重県DWA Tの派遣調整、支援活動調整を行う。

3 ネットワーク事務局は、災害に備えるため、甲及び丙と協力しながら、別に定める調整事務局と連携して次の活動を行う。

- (1) 効果的な災害福祉支援活動に向けた推進体制、仕組みづくり
- (2) 三重県DWA Tやネットワーク本部構成員の登録
- (3) 研修、訓練
- (4) 支援活動に関する周知・啓発
- (5) その他支援活動に必要な事項

（DWA T等への協力）

第6条 丙は、三重県DWA T及びネットワーク本部（以下「三重県DWA T等」という。）・ネットワーク事務局の設置・運営に協力するとともに、三重県DWA T等への参画について、その会員・会員施設等に周知・啓発し、参加・協力を促すものとする。

2 三重県DWA T等への協力を希望する丙会員・会員施設等は、ネットワーク事務局に協力の申し出を行い、ネットワーク事務局は、協力申出者のうち三重県DWA T等養成研修を修了したものを三重県DWA T等候補者として登録するものとする。

（費用負担）

第7条 ネットワーク本部及び事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

2 三重県DWA Tの派遣に関する費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害救助法が適用された市町村に三重県DWA Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合は、災害救助法の定めるところによる。
- (2) 前号に掲げる場合以外の費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（秘匿情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘匿情報を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施により取得した個人・事業所情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（実施細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は「三重県災害福祉支援ネットワーク活動方針」等に定める。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

三重県災害福祉支援ネットワークに関する協定の締結を証するため、本書２２通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名のうえ、各自１通を保有する。

令和２年３月１８日

甲 三重県津市広明町１３
三重県
三重県知事

鈴木 英敬

乙 三重県津市桜橋２丁目１３１
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
会 長

井村 山陽

丙 三重県津市桜橋２丁目１３１
三重県社会福祉法人経営者協議会
会 長

山田 俊郎

三重県津市産品中之谷７３２－１
三重県身体障害者福祉施設協議会
会 長

三宅 田修一

三重県鈴鹿市上田町１２８５
三重県知的障害者福祉協会
会 長

近藤 忠彦

三重県伊勢市倭町３０－１
三重県児童養護施設協会
会 長

中井 健治

三重県津市桜橋２丁目１３１
三重県老人福祉施設協会
会 長

近藤 辰比古

三重県伊賀市久米町１６６－１
三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会
会 長

伊藤 顕誠

三重県津市河芸町東千里３－１
三重県老人保健施設協会
会 長

東 憲太郎

三重県四日市市前田町１４－２０
三重県母子生活支援施設協議会
会 長

森野 高史

三重県三重郡菰野町杉谷１５７２－１
三重県救護施設協議会
会 長

伊村 厚徳

三重県津市桜橋２丁目１３１
三重県保育協議会
会 長

藤谷 俊文

三重県津市桜橋２丁目１３１
三重県デイサービスセンター協議会
会 長

杉本 郁夫

三重県津市桜橋２丁目１３１
一般社団法人三重県社会福祉士会
会 長

中原 院

三重県津市栄町３丁目２４３
一般社団法人三重県介護福祉士会
会 長

大日 京子

三重県津市桜橋２丁目１３１
一般社団法人三重県介護支援専門員協会
代表理事

奥田 隆利

三重県津市桜橋２丁目１３１
三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長

鈴木 廣子

三重県津市柳山津興３８２－４
一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会
代表理事

三吉 由美子

三重県津市木造町１８２４－１
三重県社会就労センター協議会
会 長

倉田 裕

三重県四日市市日永５０４５
三重県精神保健福祉士協会
会 長

下 方 光 明

三重県津市桜橋２丁目１３１
一般社団法人三重県理学療法士会
会 長

南出 光章

三重県津市本町２６－１６
ＮＰＯ法人三重県相談支援専門員協会
理事長

市川 知律

三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する 職員の受入れに関する計画」に係る協定書

（目的）

第1条 この協定は、三重県広域受援計画が想定する南海トラフ地震等大規模災害により甚大な被害が発生した場合（以下「大規模災害等」という。）に、三重県（以下「甲」という。）、三重県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び関係福祉団体（以下「丙」という。）が連携し、三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」（以下「計画」という。）により、福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下「介護職員等」という。）の応援を円滑に受入れ、災害時における要配慮者の避難生活に対する受援及び支援活動等を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

（調整本部の設置と組織体制）

第2条 大規模災害等が発生し、広域応援を要請する必要がある場合、甲は乙と協議し、計画に基づき、災害対応の拠点となる調整本部を設置する。

2 調整本部は、甲、乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等で構成する。

3 調整本部は、甲の職員による本部長1名及び乙の職員による副本部長1名のほか、別に定める組織・人員により構成する。

（構成員の招集）

第3条 調整本部設置後、甲は、直ちに乙の職員及び丙の会員・会員施設職員等の派遣を要請し、乙及び丙は、やむを得ない事情がある場合を除き、協力するものとする。

（調整本部の活動）

第4条 調整本部の活動内容は次のとおりとし、同時に別に定める三重県災害福祉支援ネットワーク本部が設置された場合は、連携して活動する。

(1) 福祉避難所及び一般避難所、社会福祉施設（以下「避難所等」という。）における介護職員等の派遣ニーズの収集や被害状況の把握

(2) 国及び他都道府県関係団体、県内関係団体への応援要請

(3) 介護職員等の受入れ・派遣調整

(4) その他避難所等に必要な支援及び調整

（平常時の活動）

第5条 大規模災害等に備えるため、平常時、乙に乙の職員で構成する調整事務局を設置し、甲及び丙と協力しながら、別に定める三重県災害福祉支援ネットワーク事務局と連携して次の活動を行う。

- (1) 効果的な調整本部推進体制の構築、仕組みづくり
- (2) 構成員協力者の募集と登録
- (3) 構成員の研修、訓練
- (4) 災害支援活動に関する周知・啓発
- (5) その他受援活動に必要な事項

（費用負担）

第6条 調整本部及び調整事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（秘匿情報の保護）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘匿情報を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施により取得した個人・事業所情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（実施細目）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は「三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針」等に定める。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員の受入れに関する計画」に係る協定の締結を証するため、本書２２通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名のうえ、各自１通を保有する。

令和２年３月１８日

甲 三重県津市広明町１３

三重県

三重県知事

鈴木 英敬

乙 三重県津市桜橋２丁目１３１

社会福祉法人三重県社会福祉協議会

会 長

井村 正徳

丙 三重県津市桜橋２丁目１３１

三重県社会福祉法人経営者協議会

会 長

山田 俊郎

三重県津市桜橋２丁目１３１

三重県老人福祉施設協会

会 長

近藤 辰比古

三重県津市産品中之谷７３２－１

三重県身体障害者福祉施設協議会

会 長

池田 修一

三重県伊賀市久米町１６６－１

三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会

会 長

伊藤 顕誠

三重県鈴鹿市上田町１２８５

三重県知的障害者福祉協会

会 長

近藤 忠彦

三重県津市河芸町東千里３－１

三重県老人保健施設協会

会 長

東 憲太郎

三重県伊勢市倭町３０－１

三重県児童養護施設協会

会 長

中井 健治

三重県四日市市前田町１４－２０

三重県母子生活支援施設協議会

会 長

新野 高史

三重県三重郡菰野町杉谷１５７２－１

三重県救護施設協議会

会 長

中村 厚徳

三重県津市桜橋２丁目１３１

三重県保育協議会

会 長

藤谷 俊文

三重県津市桜橋２丁目１３１

三重県デイサービスセンター協議会

会 長

杉本 郁夫

三重県津市桜橋２丁目１３１

一般社団法人三重県社会福祉士会

会 長

中村 悦

三重県津市栄町３丁目２４３

一般社団法人三重県介護福祉士会

会 長

大田 京子

三重県津市桜橋２丁目１３１

一般社団法人三重県介護支援専門員協会

代表理事

奥田 隆利

三重県津市桜橋２丁目１３１

三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会

会 長

鈴木 廣子

三重県津市柳山津興３８２－４

一般社団法人三重県地域密着型サービス協議会

代表理事

三吉 由美子

三重県津市木造町１８２４－１

三重県社会就労センター協議会

会 長

倉田 裕

三重県四日市市日永５０４５

三重県精神保健福祉士協会

会 長

下方 光明

三重県津市桜橋２丁目１３１

一般社団法人三重県理学療法士会

会 長

南出 光章

三重県津市本町２６－１６

NPO法人三重県相談支援専門員協会

理事長

市川 知律